



# 愛媛県報

平成18年 2月10日金曜日 第1733号

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

### ◇ 目 次 ◇

医師の指定.....	85
指定医師の所在地の変更.....	85
指定医師の辞退の届出.....	86
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....	86
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（4件）.....	88
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	88
保安林の指定の解除（2件）.....	89
解除予定保安林.....	89
公有水面埋立免許の出願.....	89
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....	90
開発行為に関する工事の完了.....	90

### 公 告

愛媛県漁業取締船用燃料の購入.....	91
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	92
歯科技工士試験の実施.....	92

### 任 免 辞 令

公営企業任免辞令.....	92
---------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第 161 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成18年 2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	南 尚 佳	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地 1	平成18年 2月 1日
心臓・じん臓・呼吸器機能障害	"	医療法人順天会放射線第一病院	北 条 聡 子	今治市北日吉町一丁目10番50号	"
心臓・じん臓機能障害	"	"	脇 坂 智代子	"	"
聴覚・平衡・音声、言語又はそしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	住友別子病院	藏 野 晃 治	新居浜市王子町 3 番 1 号	"
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	高 杉 茂 樹	今治市喜田村七丁目 1 番 7 号	"

#### ○愛媛県告示第 162 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成18年 2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
大 下 祐 次	宇和島市立吉田病院	宇和島市吉田町北小路甲 217番地	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲 24 33番地 1	平成18年 1月 1日
西 脇 幹 雄	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲 24 33番地 1	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平 1 番耕地 63 8番地	"
宮 本 和 久	独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院	新居浜市南小松原町 13 番 27号	住友別子病院	新居浜市王子町 3 番 1 号	平成18年 1月 23日
西 岡 慎 人	"	"	"	"	"

水戸 毅	"	"	"	"	"
堀内 良紀	"	"	"	"	"

○愛媛県告示第 163 号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成18年 2月10日

愛媛県知事 加戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院 又は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	藤 堂 裕 彦	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地 1	平成 17年12月31日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	藤 井 淳 一	今治市喜田村七丁目 1 番 7 号	平成 18年 1月24日

○愛媛県告示第 164 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年 2月10日

愛媛県知事 加戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
パルティ・フジ夏目A	松山市夏目甲100番	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ北条A	パルティ・フジ夏目A	平成17年 6月1日	平成18年 1月23日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ	株式会社フジ、株式会社大創産業		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	
パルティ・フジ夏目B	松山市夏目甲79番1外	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ北条B	パルティ・フジ夏目B	平成17年 6月1日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ	株式会社フジ、株式会社三城、株式会社フォトクリエイト、有限会社ヤマイチ、有限会社永井商曾		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	
パルティ・フジ夏目C	松山市夏目甲67番1外	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ北条C	パルティ・フジ夏目C	平成17年 6月1日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ	株式会社メディコ・二十一、株式会社一六本舗、株式会社ミトヨテクニカル		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第165号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
パルティ・フジ東予B	西条市周布713番地1外	廃棄物等の保管施設の位置	荷さばき施設西側	荷さばき施設南西側	平成17年5月1日	平成18年1月19日
		駐輪場の位置	2箇所	4箇所		

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第166号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
パルティ・フジ夏目B	松山市夏目甲79番1外	駐輪場の位置	店舗東側2箇所	店舗東側4箇所	平成17年6月1日	平成18年1月23日
		駐車場の自動車の出入口の位置（店舗敷地東側出入口1箇所）	店舗敷地東側	店舗敷地東側（既存出入口より南側に位置変更）		
パルティ・フジ夏目C	松山市夏目甲67番1外	駐車場の自動車の出入口の位置（店舗敷地北側・西側出入口各1箇所）	・店舗敷地北側 ・店舗敷地西側	・店舗敷地北側（既存出入口より西側に位置変更） ・店舗敷地西側（既存出入口より南側に位置変更）		

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業

経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第167号

西条市神戸土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・桜木地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・桜木地区）計画書の写し
- (2) 西条市神戸土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年2月13日から3月10日まで

3 縦覧場所

西条市役所

○愛媛県告示第168号

西条市氷見土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・東新開地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・東新開地区）計画書の写し
- (2) 西条市氷見土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年2月13日から3月10日まで

3 縦覧場所

西条市役所

○愛媛県告示第169号

西条市禰瑞上部土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・相生地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）

・相生地区）計画書の写し

- (2) 西条市禰瑞上部土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年2月13日から3月10日まで

3 縦覧場所

西条市役所

○愛媛県告示第170号

西条市氷見土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・蔵井（1）地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・蔵井（1）地区）計画書の写し
- (2) 西条市氷見土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年2月13日から3月10日まで

3 縦覧場所

西条市役所

○愛媛県告示第171号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・から池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・から池地区）計画書の写し
- (2) 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成18年2月13日から3月10日まで

3 縦覧場所

今治市役所波方支所

## ○愛媛県告示第172号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・田中地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・田中地区）計画書の写し
  - 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間  
平成18年2月13日から3月10日まで
- 縦覧場所  
今治市役所大西支所

## ○愛媛県告示第173号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・おといで地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・おといで地区）計画書の写し
  - 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間  
平成18年2月13日から3月10日まで
- 縦覧場所  
今治市役所大西支所

## ○愛媛県告示第174号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所  
西予市三瓶町垣生字ムカイ乙551の61
- 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

## ○愛媛県告示第175号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所  
宇和島市津島町増穂丁945の147、丁945の148、丁945の149、丁1075の163、丁1075の164
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため

## ○愛媛県告示第176号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所  
新居浜市光明寺2丁目乙87の8
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
送電変電施設用地とするため

## ○愛媛県告示第177号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治地方局建設部及び上島町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成18年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
越智郡上島町弓削下弓削210番  
上島町  
代表者 上島町長 上村俊之  
越智郡上島町弓削下弓削185番5
- 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - 埋立区域  
ア 位置  
越智郡上島町岩城6017番から同5866番までの地先公有水面  
イ 区域  
次の1点から15点までを順次直線で結んだ線並びに15点と1点を結ぶ平成16年の秋分の満潮位（D・L・+3.46メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域  
基点（越智郡上島町字暮坂乙1592の2番内の国土地理院「暮坂」四等三角点）は、北緯34度15分47.2645秒、東経133度9分39.0750秒の地点  
1点は、基点から真北46度49分22秒243.26メートルの地点  
2点は、1点から真北135度13分03秒30.92メー

ルの地点

3点は、2点から真北 225 度13分03秒0.67メートルの地点

4点は、3点から真北 135 度13分03秒 49.80メートルの地点

5点は、4点から真北 225 度13分03秒0.02メートルの地点

6点は、5点から真北 135 度13分03秒 26.40メートルの地点

7点は、6点から真北 225 度13分03秒0.01メートルの地点

8点は、7点から真北 135 度13分03秒8.80メートルの地点

9点は、8点から真北 225 度13分03秒9.30メートルの地点

10点は、9点から真北 135 度13分03秒0.03メートルの地点

11点は、10点から真北 225 度13分03秒 18.47メートルの地点

12点は、11点から真北 225 度13分03秒 45.76メートルの地点

13点は、12点から真北 135 度13分03秒1.17メートルの地点

14点は、13点から真北45度13分03秒0.67メートルの地点

15点は、14点から真北 135 度13分03秒2.62メートルの地点

ウ 面積

9,230.59平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

越智郡上島町岩城6017番から同5866番までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からH点までを順次直線で結んだ線及びH点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町暮坂乙1592の2番内の国土地理院「暮坂」四等三角点）は、北緯34度15分47.2645秒、東経133度9分39.0750秒の地点

A点は、基点から真北45度38分42秒243.17メートル

の地点

B点は、A点から真北45度13分11秒100.00メートルの地点

C点は、B点から真北 135 度13分03秒172.12メートルの地点

D点は、C点から真北 225 度13分03秒128.47メートルの地点

E点は、D点から真北 315 度13分03秒 36.00メートルの地点

F点は、E点から真北 225 度13分03秒125.99メートルの地点

G点は、F点から真北 225 度13分03秒 12.01メートルの地点

H点は、G点から真北 356 度06分52秒117.22メートルの地点

ウ 面積

31,757.55平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地 約 9,230平方メートル

4 出願年月日

平成18年 2月 2日

○愛媛県告示第 178 号

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成18年 2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 土地区画整理組合の名称、事務所の所在地及び設立認可の年月日

(1) 土地区画整理組合の名称

大洲市東若宮土地区画整理組合

(2) 事務所の所在地

大洲市大洲 690 番地の 1 大洲市役所内

(3) 設立認可の年月日

平成12年 4月 7日

2 変更認可の年月日

平成18年 2月10日

○愛媛県告示第 179 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年 2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建（開）第68号 平成18年 1月27日	伊予郡松前町大字北川原字向井74番 1	伊予郡松前町大字北川原74番地 3 栗 田 孝 男
17松局建（開）第69号 平成18年 1月27日	伊予郡松前町大字筒井字上又947番 4	松山市生石町649番地11 有限会社不動産シスコ 代表取締役 藤 縄 武

17西建管第1308号 平成18年1月24日	西条市朔日市字船元760番1	西条市朔日市660番地 高橋敏雄
17松局建(開)第70号 平成18年1月31日	伊予市上三谷字篠田甲4326番3	伊予市下吾川403番地1 藤本慎二
17宇局建(開)第1号 平成18年2月2日	宇和島市大浦字新田甲208番101、甲208番102、甲208番103、甲208番104及び甲208番105	宇和島市住吉町二丁目2番35号 宇和島土地株式会社 代表取締役 松浦真義

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

愛媛県漁業取締船用燃料の購入(電子入札対象案件)

## (2) 購入物品名及び予定数量

軽油(免税・JIS K2204 2号)

約 688,000リットル

## (3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

## (4) 納入期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

## (5) 納入場所

今治港、松山港及び宇和島港の愛媛県漁業取締船船棧橋  
又は愛媛県が指定する愛媛県海域

## (6) 入札方法

入札金額は、100リットル当たりの単価で記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油・燃料類」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者のうち、次の事項に該当するもの

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 仕様書に定める納入期日に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

## (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

## (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

## (2) 入札書の受領期限

電子入札による場合は、平成18年3月16日(木)の電子入札システム稼働開始時刻(午前9時)から平成18年3月23日(木)午後2時まで。

紙入札方式による場合は、2(2)の証明書類提出後から平成18年3月23日(木)午後2時まで。

## (3) 入札説明書の交付方法

## (ア) 入札情報公開システム

[http://ebid-ppi.pref.ehime.jp/PPI\\_P/](http://ebid-ppi.pref.ehime.jp/PPI_P/)

## (イ) (1)に掲げる場所で交付する。

## (4) 開札の日時及び場所

平成18年3月23日(木)午後2時10分

愛媛県総務部管理局総務管理課入札室

## 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を別途定める期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) その他

## (ア) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出するこ

と。

紙入札方式による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

(イ) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Light Oil (tax exempted, JIS K2204 No 2) approximately

688,000L

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 23 March 2006

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, General Administration Division, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan TEL 089-912-2156

○公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年1月27日	NPO法人 TIES21えひめ	宮内美博	松山市山越四丁目5番35号	この法人は、地球の住民をはじめ自治会や企業、各種団体等と連携し、公園や都市施設の街づくりや管理運営に、住民の意見や参加を促進するための技術的支援や参加を行うと共に、公共や様々な組織と協働の理念を持ち、個性あふれる地域文化を育みながら都市施設や緑の創出を目指し、地域住民をはじめ広範な人々に対し、生活の質の向上と心の充実、文化の豊かなまちの創出、ボランティア精神の育成や組織の養成、社会福祉活動などの社会貢献を、実践・普及・調査研究・提言活動を地域住民の参加と協働により、ボランティア精神で実施し、文化の豊かな地域の創造に寄与し協働社会の構築に寄与することを目的とする。

○公告

歯科技工士試験の実施について

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、平成18年歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成18年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の場所

(1) 学説試験

松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県庁第一別館11階会議室

(2) 実地試験

伊予郡砥部町高尾田543番地  
愛媛県立歯科技術専門学校

2 試験の日時

(1) 学説試験

平成18年3月2日（木）午前9時

(2) 実地試験

平成18年3月3日（金）午前8時30分

3 受験願書の提出期間

平成18年2月13日（月）から20日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課医療対策室

任免辞令

○公営企業任免辞令

1月31日

愛媛県技術吏員 越智朋子

願により本職を免ずる